

東日本大震災から8年を経過して【会長声明】

平成23年3月11日の東日本大震災から8年が経ちました。

災害公営住宅やインフラなどの整備は確実に進んでおり、街並みも一新した地域もあります。しかしながら、いまだに仮設住宅で生活なされている方、県外避難なされておられる方は、千人近くおります。生活・心の再建という部分での復興はまだ道半ばと言えるのではないのでしょうか。

特に、災害援護資金の返済が始まり、生活の再建が進まないまま返済をしなければならぬ被災者の方々の悲痛な相談が寄せられており、被災された方々の生活再建を阻む新たな問題となっております。

宮城県司法書士会では、震災後に設置した気仙沼、南三陸、女川、山元相談センター、既存の大崎、石巻、仙台、仙南相談センターの全8ヵ所において、復興事業とも切り離せない被災地の不動産登記はもとより、会社の登記、生活上の身近な困りごと、福祉関係者と連携して心の相談等、県民の皆様の様々なご相談を年間5000件以上受けてまいりました。

今後も、当会では相談活動を通して、また司法書士という職能を活かして、震災に遭われた皆様の、最後のお一人が復興を成し遂げられるまで、県民の皆様に寄り添い、ともに復興に尽力していく決意をここに表明する次第です。

平成31年3月11日

宮城県司法書士会
会長 車塚 潤